集貨インセンティブ事業の概要

荷主・物流事業者向け支援事業

【委託対象事業】

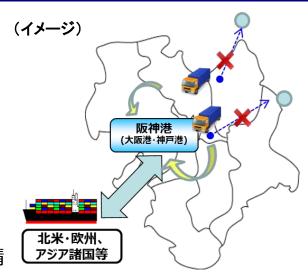
国内他港を利用していたコンテナ貨物を阪神港利用に転換する事業または、新たに阪神港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う事業

【主な委託対象者】

荷主、フォワーダー、陸上輸送事業者、通関業者等

【申請方式】

荷主、フォワーダ―などの輸送依頼者を含む2社以上による共同申請



業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価		
対象貨物(実入コンテナのみ)	金額	備考
① 国内他港からの転換貨物	10,000円	委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を 年間20TEU以上取り扱う事業に限る ※転換・新規貨物=令和4年1月以降に開始した事業の貨物
② 新規貨物	5,000円	
③ 増加貨物	5,000円	
上記のうち、農林水産物、食品等を リーファーコンテナで輸出する事業	+5,000円	1TEUからの対象

^{※ 1}TEU=20フィートコンテナ1本

[※] リーファーコンテナ=主に生鮮食品、冷凍貨物を 輸送する際に使用される温度設定が可能な特殊コンテナ